

## 倉吉市市民活動紹介コーナーにおける作品展示取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市役所本庁舎2階の待合所内の一画（以下「市民活動紹介コーナー」という。）における市民等が制作した作品の展示（以下「作品展示」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (作品展示をすることができる作品)

第2条 作品展示をすることができる作品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 倉吉市内を拠点に次のいずれかの地域づくり活動を行っている団体が制作した作品であること。

ア 伝統・文化の保存及び活用を図る活動

イ 自然環境又は景観の保全を図る活動

ウ 地域資源を活用したまちづくりを行う活動

エ 地域の安心・安全を図る活動

オ 福祉の増進又は健康づくりを図る活動

カ 観光又は地域間交流の促進を図る活動

キ その他地域づくり活動として市長が適当と認める活動

(2) 市民活動紹介コーナーの区域（間口180センチメートル奥行90センチメートル）内に展示することができるものであること。

(3) 市民活動紹介コーナーを汚損し、又は毀損することなく展示できるものであること。

(4) 営利を目的とする内容が含まれてないものであること。

(5) 公序良俗に反しないものであること。

### (作品展示の期間)

第3条 一の作品展示の期間は、2週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (作品展示の申請)

第4条 作品展示をしようとするものは、倉吉市市民活動紹介コーナー作品展示許可申請書（別記様式、以下「申請書」という。）に作品展示をしようとする作品の写真を添えて市長に提出するものとする。

### (作品展示の許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、作品展示の許可又は不許可を決定する。

2 前項の規定により許可があったもの（以下「展示者」という。）は、次条から第8条までの規定に従って作品展示をするものとする。

### (作品展示に関する費用の負担)

第6条 作品展示に関し必要な費用は、全て展示者の負担とする。

### (作品展示の遵守事項)

第7条 展示者は、作品展示に当たって、入場料の徴収、作品の売買その他これらに類する活動をしてはならない。

2 展示者は、作品展示に当たって、市長の指示に従わなければならない。

### (作品展示に関する責任)

第8条 展示者は、作品の搬入、搬出、展示及び撤去並びに作品展示の期間中の盗難、紛失及び毀損その他作品展示に関する全ての責任を負うものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。